

優良少年団体表彰要項

島根県教育委員会

1 趣旨

県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の少年団体活動の充実・発展に資する。

2 表彰基準

推薦の対象となる少年団体は、次の基準を満たす団体であること。

- (1) 地域指導者による支援をもとに活動している、少年団体であること。
- (2) 活動歴が5年間以上であること。また、過去5年以内に本表彰を受けたものでないこと。
- (3) 地域環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動などのボランティア活動、伝統文化の継承、または新しい地域文化の創造に寄与する活動に積極的に取り組み、明るく住みよい地域づくりに貢献していること。（ただし、スポーツ少年団体による活動は除く。）
- (4) 年間活動日数が概ね15日以上であり、年間をとおして定期的、継続的に活動していること。（ただし、学校の教育課程として行われる教育活動は除く。）

3 推薦方法

- (1) 市町村または市町村教育委員会は、上記表彰基準に該当する少年団体があれば原則1団体を選考し、優良少年団体表彰推薦書（様式1）及び関係資料を作成し、当該教育事務所長に推薦する。
- (2) 教育事務所長は、提出されたものについて原則2団体以内を選考し、優良少年団体表彰推薦調書（様式2）により県教育委員会教育長に推薦する。
- (3) 県レベルの育成会組織の確立している団体長は、該当する少年団体があれば1団体を選考し、優良少年団体表彰推薦書（様式1）及び関係資料を作成し、県教育委員会教育長に推薦する。
- (4) 下記の関係資料を各1部添付する
 - ①前年度の年間の活動実施状況が分かる資料（広報物、活動チラシ、新聞の写しなど）
 - ②活動の写真

4 審査

島根県教育委員会に審査会を設け、書類選考により審査する。

附則

平成17年 8月 9日 一部改正
平成18年 4月 26日 一部改正
平成25年 3月 26日 一部改正
平成29年 4月 1日 一部改正
令和 5年 8月 3日 一部改正